

## 第2節 事後調査計画

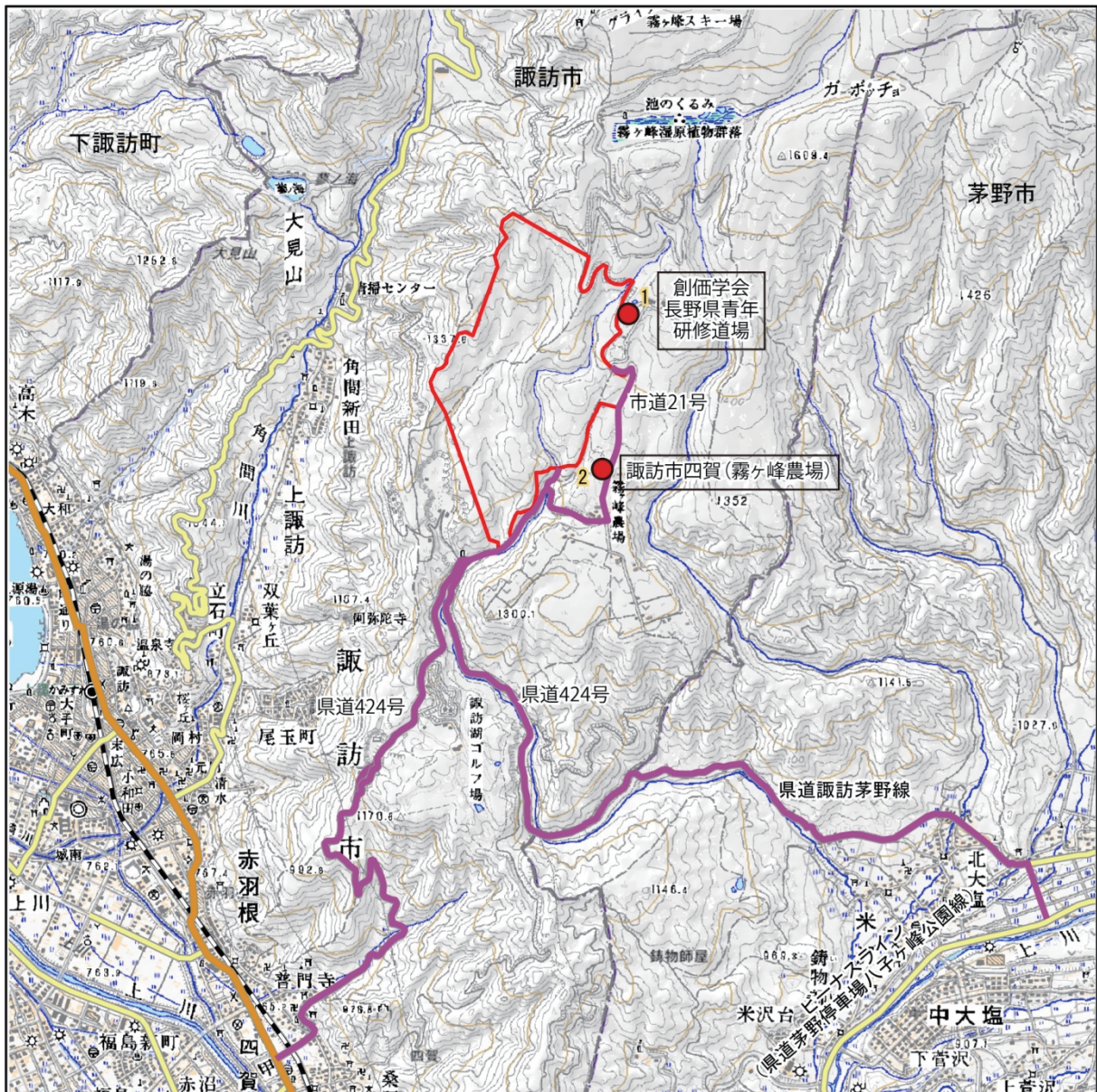
### 2-1 騒音

対象事業による騒音への影響の事後調査は、表 6-2-1 に示す内容で計画する。調査項目は、工事中の環境騒音（道路に面する地域）の影響を把握するために現地調査を行う。

調査期間は、工事着手後の工事用車両運行台数が最大の時期（工事開始後 20 ヶ月目）とする。

表 6-2-1 騒音の事後調査計画

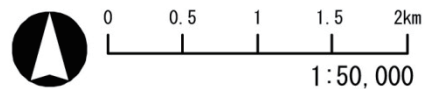
調査項目	環境 保全措置	調査頻度	調査方法	調査地点
環境騒音 （道路に面 する地域）	環境騒音 の監視	工事用車両の運行台数 が最大の時期に実施	「騒音に係る環境基準 について」（平成 10 年9 月30 日、環境庁告示第 64 号）に定める方法	諏訪市四賀 （霧ヶ峰農場）
環境騒音 （一般地域/ 道路に面す る地域）	環境騒音 の監視	建設機械の近接時期（8 ヶ月目、及び最大台数 時期（20 ヶ月目）	「騒音に係る環境基準 について」（平成 10 年9 月30 日、環境庁告示第 64 号）に定める方法	創価学会長野県 青年研修道場 諏訪市四賀 （霧ヶ峰農場）



凡例

- 対象事業実施区域
- 騒音事後調査地点
- 想定搬出入ルート

図 6-2-1  
騒音事後調査地点図 (工事による影響)



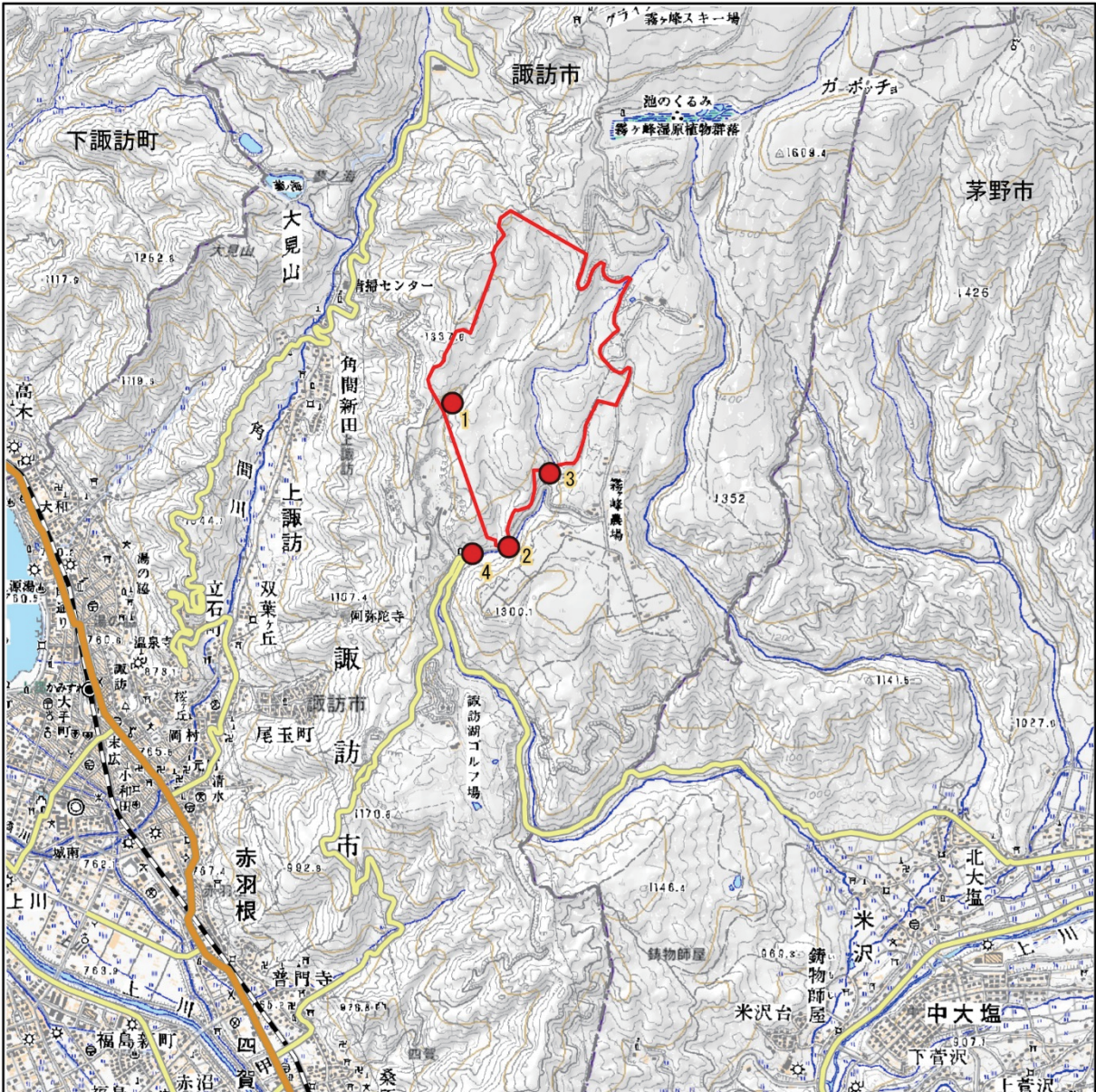
## 2-2 水質

対象事業による水質への影響の事後調査は、表 6-2-2 に示す内容で計画する。調査項目は、工事中の降雨による濁水、アルカリ排水の影響及び工事中・供用後における河川水質への影響を把握するために現地調査を行う。

調査期間は、工事着手から供用後 2～3 年とする。

表 6-2-2 水質の事後調査計画

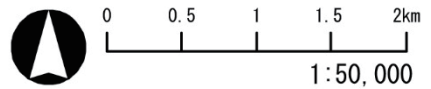
調査項目	環境 保全措置	調査頻度	調査方法	調査地点
降雨時の濁水 (SS)	濁りの監視	目視により濁りが確認できた降雨後に実施	「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日、環境庁告示第 59 号）に定める方法	各調整池の直下の河川の 4 地点（図 6-2-2 の 1～4）
		随時	水位計、監視カメラ、雨量計、濁度計を設置する	各調整池の 3 地点
アルカリ排水 (pH)	pH の監視	毎月 1 回	「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日、環境庁告示第 59 号）に定める方法	各調整池の直下の河川の 3 地点（図 6-2-2 の 1～4）



凡例

- 対象事業実施区域
- 水質事後調査地点

図 6-2-2  
水質事後調査地点図 (工事による影響)



## 2-3 水象

対象事業による水象への影響の事後調査は、表 6-2-3 に示す内容で計画する。  
調査期間は、工事着手から供用後 2~3 年とする。

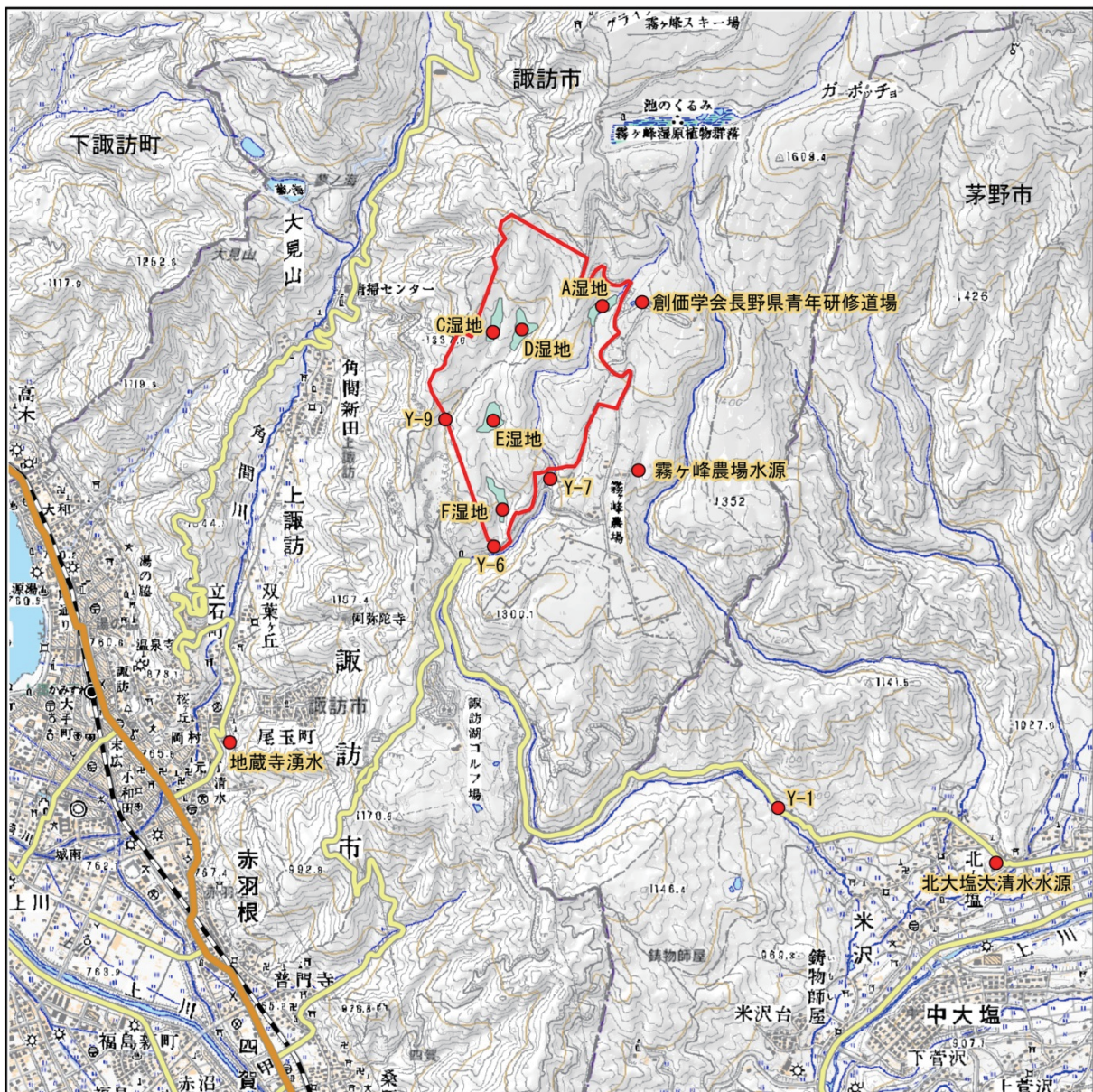
表 6-2-3 水象の事後調査計画（工事及び存在・供用による影響）

調査項目	調査頻度	調査方法	調査地点
湿地水文環境 (水位、水温)	連続観測	自記水位・水温計設置による連続観測	湿地 5 地点
河川流量・水温	連続観測	自記水位・水温計設置による連続観測	河川流末 4 地点
湧水等流量	連続観測	自記水位計設置による連続観測	北大塩大清水水源、霧ヶ峰農場水源、地藏寺湧水 の 3 地点
井戸水位	連続観測	自記水位計設置による連続観測	創価学会長野県青年研修道場の井戸 1 地点

湿地については、対象事業実施区域内に存在するすべての湿地を対象とした。

河川流量に関しては、事業の実施による影響が把握できる地点として対象事業実施区域の下流の地点を想定し、各調整池の直下、及び対象事業実施区域を含む流域の下流にあたる地点を対象とした。影響の想定されない上流側は対象としない。

湧水については、事業地周辺及び下流の代表的な湧水等で、連続観測が可能な地点を対象とした。主な涵養域が対象事業実施区域と重ならないと想定される阿弥陀寺湧水、殿様水湧水は対象としない。また、南沢水源は地藏寺湧水で代表させた。

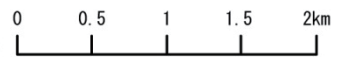


凡例

- 対象事業実施区域
- 湿地位置
- 水象事後調査地点

図 6-2-3

水象事後調査地点図



1:50,000